

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議案 第二十七号

昭和三十八年五月二十八日(火曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

- 委員長 永田 亮一君
- 理事小澤 太郎君 理事藤田 彌三君
- 理事高田 富與君 理事丹羽喬四郎君
- 理事太田 一夫君 理事阪上安太郎君
- 理事二宮 武夫君

- 宇野 宗佑君 亀岡 高夫君
- 久保田四次君 田川 誠一君
- 藤井 勝志君 古川 丈吉君
- 前田 義雄君 山崎 巖君
- 川村 雄義君 松井 誠君
- 山口 鶴男君 門司 亮君

- 出席國務大臣 田原 弘作君
- 自治 大臣 篠田 弘作君
- 自治事務官 佐久間 彌君
- (行政局長)
- 自治事務官 太田 一夫君
- 自治事務官 松島 五郎君
- (大臣官房参事)
- 自治事務官 宮沢 弘君
- 自治事務官 林 忠雄君
- (行政局長)
- 自治事務官 吉瀬 宏君
- (財政局公営企業課長)
- 自治事務官 越村安太郎君

五月二十八日

委員大沢雄一君及び金子岩三君辭任につき、その補欠として古川丈吉君

及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員藤井勝志君及び古川丈吉君辭任につき、その補欠として金子岩三君及び大沢雄一君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十七日 地方公営企業法の一部を改正する法律案(太田一夫君外六名提出、衆法第四〇号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件 地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号) 地方公営企業法の一部を改正する法律案(太田一夫君外六名提出、衆法第四〇号) 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五七号)(參議院送付)

○永田委員長 これより會議を開きます。 昨二十七日付託になりました太田一夫君外六名提出の地方公営企業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方公営企業法の一部を改正する法律案 地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び附則第二項から附則第四項まで」を、「附則第三項及び附則第四項」に改める。

2 地方公共団体は、次の各号の一に該当する場合は、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることが出来る。

一 災害の復旧のために必要がある場合 二 住民の福祉の維持又は向上のために特に必要がある場合 三 その他特別の理由により必要がある場合

第十八条を次のように改める。(長期貸付け) 第十八条 地方公共団体は、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることが出来る。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定により長期の貸付けを受けた場合においては、当該貸付けに係る金額に相当する金額を、翌事業年度以降において、予算の定めるところにより、一般会計又は当該他の特別会計に償還しなければならない。

第四十条の二を第四十条の五とし、第四十条の次に次の三条を加える。

(公営企業審議会) 第四十条の二 地方公共団体は、当該地方公共団体の長の諮問に応じ、当該地方公共団体が經營する地方公営企業の經營に関する重要事項を調査審議させるため、条例で公営企業審議会(以下「審議会」という。)を置くことを常例とするものとする。

2 審議会は、地方公営企業の經營に関する重要事項について、必要があるとき認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を申し出ることが出来る。

第四十条の三 審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2 審議会の委員の定数、任期その他審議会に關し必要な事項は、条例で定める。(答申等の尊重) 第四十条の四 地方公共団体の長は、審議会から答申又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

附則 附則第二項を次のように改める。 2 削除 (施行期日) 1 この法律の規定中第四十条の二を第四十条の五とし、第四十条の次に三条を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は昭和三十

十九年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の地方公営企業法第十七条第二項及び第十八条の規定は、昭和三十九年度の事業年度の予算から適用する。

(地方財政法の一部改正) 2 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「政令で定める公営企業」を「公営企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項及び第二項に規定する事業を除く。以下「公営企業」という。に改め、同条第二項中「地方公共団体が行ふ事業」の下に「地方公営企業法第二条第一項及び第二項に規定する事業を除く。」を加える。

理由 地方公営企業の健全な発達を保障するため、地方公共団体は地方公営企業の特別会計に補助及び長期貸付けをすることが出来ることとし、企業債については行政庁の許可を必要としないこととするともに、企業の民主的運営を確保するため地方公共団体に公営企業審議会を常例として設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

きます薬の使用の問題でありますとか
いろいろものは、一がいに言えない問題で
ございまして、要するに相対的な問題
でございますから、私どもは、先ほど
大臣が申し上げましたように、いたず
らに労働条件の低下を来たしたり、あ
るいは診療の質を落として、住民サー
ビスを低下させるというよりなことを
考えておるわけではございません。た
だし、今日の段階におきます労働
の慣行なり、あるいは薬の使用形態と
申しますか、そういうものからいって
合理的であるものというよりは、お互
いに努力していくべき問題であるとい
うように考えております。

○太田委員 松島参事官に念のために
伺いますが、いまおっしゃったこと
は、いたずらにサービスを低下させ
たり、労働条件を悪くするというより
なことを考えておるわけではない、しか
し何か奥歯にものがはさまっておりま
すが、病院なりあるいは一般公営企
業、準公営企業などには定数が多過ぎ
たり、あるいは足りないことがあ
る、こう腹の中にあるやのニュアンス
を承つたのですが、そういうふうに考
えていらつしやるのですか。

○松島説明員 今回適用します企業に
つきましては、独立採算の規定も除外
してありますゆえんのもの、一般的
な公益上の必要性から、たとえば僻地
診療所の設置でありますとか、そう
いった問題もあるわけではございま
し、そういうものを全部独立採算のワ
クの中に押し込んでしまつて、いわゆ
る住民サービスの低下を招くというよ
うなことがないように配慮をいたして
おるわけでございます。したが、今日
私に申し上げましたことは、今日

の段階におきまして、各団体が経営し
ておりますたとえば病院なら病院と、
相互に比較いたしまして、今日のいろ
いろな水準からいって妥当であるとい
うそのサービスの低下させよう、そん
な指導を私どもがしようというふう
に考えておるものではないということ
を申し上げたわけでございます。

○太田委員 手つとり早く言いま
す、いたずらに人を減らせとか、高
い薬を使うとか、そんなことを指導し
ない、こういうことではございませぬ。
○篠田国務大臣 そのとおりでありま
すが、ただ大ぜいの中ですから、む
ちゃくちゃなものの中にはないとは言
えないわけでありまして、そういうも
のについてはやはり自治省の立場にお
いて指導はするけれども、いま太田さ
んの言われましたような趣旨のものに
ついては、そういう制限とか、あるい
はまた何というか、よけいな指導はし
ない、こういうことです。

○太田委員 大臣のお考えの方のほうで
いいと思つていますが、松島さんがこ
御答弁なさるから、ちよつと見えな
いところがあるのですが、高い薬を使
うなというのですが、なるべくいい薬を
使うように最近厚生省が踏み切つてお
られるときに、自治省が医者とか治療
のほうにあれじゃなしで、松島さん
がまさか肺病をなすのに、何と
う注射を打たなくつたその辺のゲン
ノシ、ウコを飲ませればいいとか、あ
なたはそんな医学家でいらつしやるわ
けでもないでせう。それをあなたがあ
いたすために高い薬なんということをし
らうとでもつておつしやつていただ
くというところは、たいへん危険があり
ますから、重々これは慎重に考えていた

だいて、大臣と同じように、むちゃく
ちゃな御指導をなさらぬようにお願
いをいたします。そういうふうに理解し
ておきます。

最後にもう一つ、起債の問題であり
ますが、附則二項というのが今度も依
然としてそのまま残されておるとい
うことは、起債というものに対する中央
コントロールが存続することでありま
すが、起債が不自由になつてまいりま
すと、地方公営企業の経営も相当困難
だと思つて、起債がある程度自由
にするということは今日の時代では必
要じゃないかと思つて、大臣いかが
でありますか。

○篠田国務大臣 御承知のとおり、起
債のワクは国会において定められるわ
けでありまして、自治省の持つ起債の
ワクというものは限定されておしま
す。ところが地方の公営企業だけがむ
ちゃくちゃにワクを広げていきまし
ても、これに見合ふ資金がない場合に
は、広げた公営企業も縮小しなければ
ならない。あるいはまた中止しなければ
ならない場合も起こり得ると思つて
であります。それからまた、大きな団
体だけが公営企業をどんどんやりまし
て、小さい企業は資金の不足から公
営企業ができないというような場合も考
えられます。そういう意味におきまし
て、限られた資金で、もちろん将来は
ほとんどんふやせるでありましょけれ
ども、少なくとも現在のワクの中にお
いて、弱小団体に対して起債の
資金を保証していくという必要から見
ましたときに、公営企業だけでは
起債のワクに関係なく自由にやるとい
うわけには目下のところいかないと私
は考えております。

○太田委員 目下のところ自衛とは言
えないが、しかし本則は自由でござい
まして、附則のほうで当分の間規制を
することになつておるわけですから、
本則の精神というのは極力尊重いたし
まして、本則の精神に早く戻れるとい
うことがほんとうじゃないか、こう思
うのです。したが、そういう精神に精
神は十分自治省で持つておつていた
いて、むやみに抑えてしまつて、こ
とにならないように、運用上誤りなき
を期していただきたいと思つて、す
が、その点はどうでしょう。

○篠田国務大臣 問題は、やはり政府
において裏づけができるということ
なければ、裏づけのできないものをた
だ野放しにするということでは、か
えつて企業そのものの目的をそこな
りではないか。でありますから、でき
る限りいま太田さんの言われたよう
な趣旨に将来伸ばしていく必要は
ありませんが、やはり現在におきまし
ては、先ほど申しましたような限られた
資金のワクがございまして、そのワ
クの中においてある程度の考慮をして
いく必要は、これはもう事実上あるの
ではないか、こういうふうに考えてお
ります。

○太田委員 そこで、これは運用の問
題で、きょう財政局長さんはいらつ
しやらないと思つて、松島さん
いらつしやるのですが、松島さん
の立場からいって、本則の精神に立
ち返り、そして起債のめんどうを見る
ということに相なりますならば、いわ
ゆる低利中央資金、政府資金につきま
してはなるべく弱小団体に回してい
く、あるいは赤字の多い団体に回すけ
れども、何とかやつていけるならば、

縁故債という、そういうプラスアル
フ的な資金源を多く認めるというの
もいいのではありませんか。ですから
したが、必ずしもワク、ワクとい
うことにとらわれないで、運用上十分
配慮して要望にこたえる道があるよ
うな気がしますが、どうでしょう。

○松島説明員 弱小の団体に対する地
方債については、従来もできるだけ政
府資金を優先的に充てる、あるいは公
営企業金融公庫資金を充てるというよ
うなことで運用いたしてまいつてお
ります。問題は、先ほど大臣からも申
上げましたとおり、起債の総体のワク
がもつともつと豊富にならなければ結
局は問題が解決しないわけではござ
いまして、私どももいたしましては、た
だ起債を制限しようという意図のもの
にワクを設けておるのではなくて、で
きるだけ各団体がその仕事にに応じて
債ができるようにしようということ
で、ワクの拡大につとめておるわけ
でございます。したが、今後とも
御趣旨の線に沿つて起債ワクの拡大
につとめつつ法律の精神にのつとるよ
うにしていきたい、かように考えてお
ります。

○永田委員長 他に質疑はありません
か。――なければ、本案についての質
疑はこれにて終了いたしました。

○永田委員長 これより本案を討論に
付するのであります。通告もありません
ので、直ちに採決いたしたいと思
つて、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○永田委員長 御異議なしと認めま
す。これより採決いたします。

内閣提出の地方公営企業法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○永田委員長 起立多数、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○永田委員長 この際、委員長の手元に小澤太郎君、太田一夫君及び門司亮君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、本動議を議題とし、その趣旨の説明を求めます。小澤太郎君。

○小澤太郎委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表して、地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨説明を行ないます。

まず、案文を朗読いたします。
地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
政府は、地方公営企業の国民生活に占める地位の重要性にかんがみ、その健全な発展を期するため、次の点について適切な措置を講ずべきである。

一、地方公営企業を經營する地方公共団体のうちとくに必要があるとは認められるものについては、地方公営企業の經營の基本方針等を審議する機関を設置するよう勸奨し、より適切な指導を行なうこと。

二、地方公営企業中その事業の態容及び企業經營の現状から地方公共団体の一般会計においてその赤字の一部を補てんすることと適當とする場合等において

は、国においてもその地方公共団体に対し必要な財政援助の措置を講ずること。

右決議する。
御承知のように、現在地方公営企業の数には五千余に達し、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける比較規模の大きい公営企業も六百を数えております。そしてこれら公営企業が国民生活の向上と地域社会の発展に果たす役割はますます大きくなり、いまや地方公共団体の活動は公営企業を抜きにしては考えられないと申しても過言ではないのであります。

しかるに、最近交通事業、病院事業等、公営企業の一部に經營状態が悪化してまいっているのが見られまして、憂慮にたえないのであります。たとえは交通事業の昭和三十六年度決算を見ますと、法適用事業中七割の企業が赤字を出し、その額も三十五年度の二倍強の六十億に達するのであります。もとより公営企業は利益を目的とするものではなく、究極的には公共の福祉の増進を目的とするものであり、赤字の多寡により經營成績を云々することは危険であります。このように赤字が山積してくると、勢い住民サービスの低下を招くのみか、企業經營の基礎をも危うくするおそれがあると存するのであります。

そこで政府はこのような事情を考慮して、次の点について適切な措置を講ずべきであります。

第一に、現在地方公営企業の經營の基本計画については議会の議決を得ることとされており、この議会の審議のほかに必要があると認められる企業につきましては、別に經營の基本

方針等を審議する機関を設定し、広く學識経験者の意見を加味しながら企業健全かつ円滑な運営をはかることが適當であり、このような指導を積極的に行なう必要がおります。

第二に、地方公営企業中にはその料金、使用料等が政府の認可、統制に服し、企業みずからの努力によるのみではその収支の均衡を維持することが困難なものが、そのために、企業を經營する地方公共団体が企業赤字の一部を補てんすることを適當とする場合があるものであります。このような場合に、国においてもその地方公共団体に対し必要な財政援助の措置を講ずる必要がおります。

以上が本附帯決議案を提出いたしました趣旨でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○永田委員長 本動議について採決いたします。

本動議のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○永田委員長 起立総員。よって、本案は小澤太郎君外二名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに決しました。

この際、篠田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。篠田自治大臣。

○篠田自治大臣 ただいまの御決議の趣旨を体しまして、政府としても善処していきたくと考えております。

○永田委員長 なお、おはかりいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永田委員長 次に、地方自治法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。通告がおりますので、これを許します。松井誠君。

○松井(誠)委員 今度の改正案で、議会の権限がどうなるかというものが一つの関心の的でございますけれども、その中で、いままだ議会の議決事項として認められておりました分担金を徴収する場合作例を制定するときには公聴会を開かなければならない、その点について、今度の改正案ではどのようになっているのか、まずその点をお伺いしたいと思っております。

○佐久間政府委員 この点につきましては、従来の実情を見ますとあまり活用されておられませんでしたが、かつまた財務会計制度調査会の答申の趣旨も取りやめにするにいたしましたのでございます。ただ一般規定といたしまして、議会の必要と認めるときにおきましては公聴会を開く規定がございまして、必要と認められた場合にはその規定を活用することを考えておるわけでございます。

○松井(誠)委員 いままで公聴会が実際に開かれたことがないのは、現実にはどういふ理由に基づくのか。これは自治省のほうでもおそろくは、実際に開かなければならない公聴会を開いておるだろうと思っておりますけれども、そういうときの指導のしかたなんかも関係があったんじゃないか。

○佐久間政府委員 これは、私どものほうで見てもありますところでも、実際開かれていない例が多かったわけでございますが、その理由をいたしましては、議会で十分審議をされますので、わざわざ公聴会を開かなくても、十分関係住民の意思が反映できるという実情があったのではなからうかと想像いたしておるわけでございます。

○松井(誠)委員 この間、私、ほかの場所でも申し上げたことがあるのですが、これも設立の経過からいって住民の意思というものが、現実の問題は別として、反映をするという機会がある。だから、そういうものは省いてもよろしいという規定があったら、したがってそういう規定に基づいて公聴会というものがいわば合法的に省略されておるわけですか。しかし最近、これは私いつか自治省にお伺いしたことがありますが、市町村の土地改良事業を行なうときの分担金というのについて、これを徴収する条例を制定するときには公聴会を全然開かなくて、そういうケースがあったわけでございます。これは具体的に、地方自治法の公聴会を開くという規定に、まっ正面から抵触をするのではないかと、いうことで、私はお伺いしたことがあ

るんですけれども、そのように公聴会廃止という改正案ができる前に、開かなければならない公聴会を、現実に違法に省略しておるというより、な事例が方々にあったんじゃないですか。

○佐久間政府委員 お話のように、これまで一番多くございましたのは、土地改良法に基づく負担金を課する場合、あるいはまた道路法に基づく分担

ますので、実際上分担金のところから規定を削りましても、支障はないであろうという考え方で、かたがた財務会計制度調査会の答申にもそうなっておりますので、さようにいたしましたわけでございます。公聴会そのものの必要性を軽視いたしておるというようなことは全く考えておらないわけでございます。

○山口(鶴)委員 どうもいまの御答弁を聞いておりますと、いままでなら軽視されておりました公聴会の制度が、いよいよ議会の意思によって決定されるというふうなことも、いままで守られておらなかったのですから、しなければいかぬという規定をはずせば、ますます公聴会というものが持たれにくくなり、現実的に有名無実になつていくというところは十分懸念されると思つておられます。それと関連いたしまして、何回も改訂が議会のコントロールというものを非常になくしていくという点に懸念があるわけでありまして、同じ意味で前回もお伺いをいたしましたのであります。地方自治法の九十六条及び二百四十三条の規定によりまして、重要な請負締結につきましては過半数議決あるいは三分の二以上の議決が規定されておるわけでありまして、今回はこれを政令にゆだねましてその範囲をきめるといふのでありまして、同じく、一体自治省がいま考えておられますものといひましては、どの程度の金額において政令でこれをきめていくかといひましておるのか、その点をちょっとお聞かせをいただきたいと思つておられます。

○佐久間政府委員 契約につきましてはまだ最終的な案は持つておりませんが、三、四年前に調べたところによりまして、たとえは工事の請負にいたしたる府県も、最高が九千万円と定めておるというふうな定めておるところもございまして、団体によりまして非常にアンバランスが多いわけでございます。今回の改正をいたそうとする趣旨は、その辺のところも合理的な一つの基準をきめたい、かように考えておるわけでございます。現在あまりこれを低く定めておるようないところにつきましては、相当高い基準にするし、あまり高い基準に定めておるものにつきましては、やや低目のところにするというふうなことで、合理的な基準を検討いたしてみたいと思つておられます。なお、私も調査をいたしました資料は三、四年前のものでございまして、現在、最近におきます地方公共団体の実情の調査を求めておられますので、これがまとまりました上で検討をいたしまして、合理的な基準を定めたい、かように考えておるわけでございます。

のだ、こういふふうに了解してよろしいわけですね。

○佐久間政府委員 大体そのようにお考えをいただければ結構だと思つておられます。なおつけ加えますと、現在の運用の実情を見ますと、条例でも低い基準を定めておられますところは、実際問題といたしまして、長の専決処分を処理をいたしておるような例が多ございまして、条例の規定そのものが有名無実運用されておるようなところもかなりあるようにございまして、そういうことになりまして、かえつて議会の軽視するようないことにもなりまして、そのようなことのない、やはりどうりしても重要な案件であるから議会の意思にはからしめなければいかぬという程度のものをお願いしたい。そう考えますと、たゞいま先生御指摘になりましたように、一般の場合で申しますと、現在三分の二議決のものになつておる程度くらいのところの一つのめどを置いて考えてみたらどうであろうかと、かように考えておるわけでありまして。

○山口(鶴)委員 実情等を調べて合理的な基準をきめたいというお答えであります。それが、それより、現在の各都道府県がそれぞれの条例で定めておられますものから非常にかけ離れて、いままでたとえ二千万円なり三千万円に對して特別議決ということをきめておつたのが各都道府県のおおその例だとかかりましたと、それから、それから、非常にかけ離れた十倍もあるいは二十倍もはね上がるというふうなことで、おおむね各地方公共団体が自主的に判断し、条例できめておるその通常の範囲において政令できめていく

て成立した予算の執行の關係の事項であるから、契約に關する規定を一方今回の改正案でかなり整備することによりたいしておられますので、それらと相まつて責任の所在を明確にする意味から、執行機關の責任において処理させるようにしたほうがよいという考え方が示されておるわけでありまして。しかし、私も政府部内で検討いたしましたところでは、この財務会計制度調査会の答申の趣旨もつともな点はあつたけれども、同時にたゞいま先生の御指摘にいたしましたように、できるだけ議会の意思にはからしめてあやまちなきを期すという要請もあるわけでありまして、先ほど御答弁申し上げましたような気持で政令の基準を考えたかどうかというふうなことをたゞいま考えておるわけでありまして。

○山口(鶴)委員 今回の答申を見ますと、確かに一たん予算できめたことなから、執行面については議会の権限というものはできるだけ守られていたはずが、いろいろの答申であるにかかわらず、自治省のほうにいたしましては、法律案改正におきましては、たゞいま私が議論いたしましたような点を考慮していただくというふうな考え方については、非常にけっこうであると思つておられます。ところがその場合、当然常識で考えられることであるが、都道府県あるいは指定都市あるいは市町村、こういう団体におきましては、それぞれ人口の規模も違つておるし、また財務会計の規模も違つておるわけでありまして、当然そこに段階といふべきか、都道府県あるいは指定都市、それから市町村におきまして、

人口規模等によつて幾つかの段階を設けていくことが、私は、いま局長さんがお答えになりました、局長さんの趣旨を生かすと思つたところがあるが、いやいやかと思つたところもあつたと思つておられます。その段階については一体どうお考えでありますか。それから現在過半数議決とそれから三分の二以上の特別議決の二つの制度があるわけでありまして、この点については今回の政令を出すにあたりまして、やはりここまでは過半数議決、こちらはやはり特別議決というこの点の違いを設けるのであります。この点は私も不勉強でよくわからぬのであります。重ねてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○佐久間政府委員 第一のお尋ねの点でございますが、私も都道府県、市町村の団体の種類ごとに區別をいたしまして、指定都市とそのほかの市については區別をすることを検討してまいりたい、それと同時に、同じ契約につきましても、工事の請負契約と物件の購入契約等とは、やはり種類を分けて基準を示したほうがいいんではないかと、かように考えておるわけでありまして。

それから第二のお尋ねの点でございますが、今回は三分の二議決という制度はやめまして、全部普通の議決にいたしたい。ただその普通の議決にかけます事項につきましては、先ほどの政令の基準におきましては、一般的に現在の過半数議決にやつておられますものよりも、若干基準を上げるぐらいの気持ちで考えてまいりたいと思つておるわけでございます。

○松井(誠)委員 聞くところによりまして、自治省のほうでは、最初この自

治法ができたときに、特別議決は大体どの程度のものにするか、あるいは普通議決のときには大体どの程度のものにするかという指導の基準を示されたことがあるというのを聞いておられるのですけれども、かつてそういう指導の方法をやられたことがあるかどうか。

○佐久間政府委員 地方自治法のこの関係の規定ができました当時におきまして、そのような原則の案を参考に地方団体に示したことがございます。しかしその後十数年たっておりまして、その示した案自体も、今日から見ますと時代に合わなくなっておりますし、それからまたその内容そのものにつきましても、なお検討を要する点があるように考えておるわけでございませぬ。

○松井(誠)委員 では以前そういう行政指導で基準を示したその基準を、この時勢の変遷とともに変えてきておれば、今度のように政令でびしゃつときめるといふことをやらなくても、事実上その基準に従うという結果が出ておったのじゃないかというふうなことが、政令できめるといふことになりまして、やはり弾力性を失って、市町村の規模そのものにも非常に違いがありまますので、相当窮屈になってくるという可能性もあるかと思っておりますが、やはり行政指導でやられておったという方式が、どうして今度政令できめなければならなくなったのか、それはむしろ自治省の行政指導が非常に固定化をして、硬化しておったということにも原因があるのじゃないですか。

○佐久間政府委員 一つには、御指摘のように自治省の指導が、その後時代の変化に応じて弾力性を欠いておった

という点があろうかと思ひます。ただ指導であまりこまかくやりますこともいかにかと思ひまして、こういう制度の発足当初は基準の指導をいたしましたが、その後は地方公共団体の自主的判斷によつてそれぞれ決定されることを期待しておつたわけでございませぬ。地方団体の実情によりまして、その十数年前にきめたものままに、ほとんどそのままを加えないでおるところもあり、そういうところにおきましては、結局長が議会にはかつて、議会のほうは承知をしないということ、ほとんど専決でやつていくという弊害も一面あらわれてきておるところもあるわけでございまして、今回はそういう点を、むしろ政令ではっきりした合理的な基準を示すほうが、いんじやなからうかという考え方をいたしたわけでありませぬ。

なおいま一つは、先ほどの財務会計制度調査会の答申の趣旨との関連におきまして、やはりその趣旨のもつともな点もくんで考えるということになりますと、指導よりも政令で一定の基準を示すことの方が適当であらうという考え方もいたしたわけでございませぬ。なお政令で基準を示すにいたしまして、もちろんこれは基準でございませぬから、それぞれの団体において、それよりも上回つたりするということは、団体で適当に御判断願うという考え方でおるわけでございませぬ。

○松井(誠)委員 それでは次に収入の点につきまして、具体的には改正案の二百三十一條の三の三項に書いてあります使用料の強制徴収の問題でありますけれども、分担金、加入金、過料などど並んで法律で定める使用料につ

ては、滞納処分例によつて徴収をす

るというように規定がされておりますけれども、これは現行法の規定と現実にはどのような違いを示していることになるのですか。

○松島説明員 現行法では、およそ使用料はすべて強制徴収の対象になるといふ規定になっております。ところがこれにつきましては、いわゆる使用料のうちには公法上の収入に属するものと私法上の収入とみなすべきものがある、したがつて、使用料という名がついていても、それが私法上の収入とみなすべきものであるというふうな、解釈がいろいろあるわけでありませぬ。しかば、私法上の収入とはどういふものをいふのであるかということになりませぬと、これまた人によつて解釈がいろいろ異なりまして、この点についての疑義が存しますので、今回は法律で定める使用料その他の収入ということにいたして、法律上明確にしていまいたい。明確にするということになりますと、従来、私法上の収入に属するといふふうな解釈の行なわれておりましたものは、大体これから除いて、従来も公法上の収入として一般に認められていたようなもののみを法律上明記してまいりたい、かように考えておるわけでありませぬ。

○松井(誠)委員 その法律というものは具体的にどういふ法律で規定されるわけですか。

○松島説明員 ただいま検討中でございますが、地方自治法第二百三十一條の三の第三項に規定する使用料その他の地方公共団体の歳入で強制徴収のできるものを定める法律といひますか、

そういうふうな名称のものにならうかと思ひます。

○松井(誠)委員 そうすると、そういう単独の立法で強制徴収できる使用料をきめる、これは法律で――またその法律の中で政令に委任するというふうなことでなしに、一応法律で固定化した形でその範囲を限定するわけですか。

○松島説明員 政令に委任はいたしません。

○松井(誠)委員 いままで取り扱いは、公法上の手数料と私法上の手数料というふうに事実上分けられておつたものを、そのまま踏襲するといふふうなお話でしたけれども、そうしますと、具体的にいうとどういふものが強制徴収される中に入り、――強制徴収をされる部分のほうが少ないわけですね。したがつて、どういふものが入るのか、その点だけ一つお示しをいたしたい。

○松島説明員 従来公法上の収入であるか、私法上の収入であるか、これは解釈の問題として、具体的な問題になると必ずしもすべての意見が一致したわけではございませんので、非常に問題が多かつたわけでございませぬ。たとえば電車の料金というふうなものが、私法上の収入か公法上の収入かというふうな議論であつたわけでございませぬ。また水道の使用料というふうなものについても議論がございました。大體私どもの現在の考えでは、こういう公営企業と申しますか、そういう企業が類するものの収入というものは、これまた排除してまいりたい。したがつて、全く行政処分の結果起こつてきますような使用料というものは

に限定をいたしたい。ただ具体的に何かということになりますと、いままだ検討中でございますので、法律を制定するまでには明らかにしてまいらなければならぬと思いますが、考え方としてはできるだけ範囲を限定してまいりたい、かように考えております。

○松井(誠)委員 そうしますと、よく問題になる公営住宅の家賃というふうなものは、これは強制徴収の対象からはずすということになると考えてよろしゅうございませぬか。

○松島説明員 これについてもいろいろ議論がございませぬが、いまのところは一応入れてはどうかということを検討いたしております。なお法律をきめますまでにはさらに検討してまいりたいと思ひます。

○松井(誠)委員 公営住宅の貸借関係が、公法上の関係だといふたてまえで、入れるということに論理的にはなるわけですか。

○松島説明員 この公営住宅の家賃が、公法上の収入なり私法上の収入なりや、まさにこれは学説がいろいろあるところでございますが、今日の公営住宅はやはり低家賃政策という種の一般的な行政施策の一環として行なわれておるものでございませぬので、私どもとしては、これはやはり公法上の収入に属すべきものではないか、かように考えております。

○松井(誠)委員 低家賃政策というものが公法上の関係になるという根拠にはならないと思ひます。家賃が高いか低いかということよりも、借りて入つたときの使用関係の他が、ほんとうに公法上というか、権力関係という要素

があるかないかということがその判断の一番の基準ではないか。家賃が高いか低いかということでは公法か私法かかきまるといふようなことは、私の常識的な判断ではちよつと理解ができませんのですけれども、その点重ねて御見解をお伺いしたいと思います。

○松島説明員 公営住宅につきましては、御承知のとおり国が半分の国庫補助をして、低廉な家賃の住宅を供給するという公の目的を持って行なわれてるものでございまして、単に家賃の収入を目的として、私的な立場において双務に契約をするというような性質のものとは若干性質が違ふのではないかと、かような考えから公法上の収入に属すべきもの、かように考えております。

○松井(誠)委員 公営企業というものは、言ってみればみんな公共性があるわけで、そういう意味では公営住宅だけが公共性があるわけではない。公営企業は公共性ということに重点を置かなければならぬということ、むしろ当然のことなので、そこから公法上の関係だということが出てくるというふうになる、公営企業全般に広げるといふ、そういうところへ道を開くことになりはしませんか。だから家賃だけを特別の取り扱いをしなければならぬという根拠として、非常に薄い。むしろいまの考え方では、公法上の強制徴収ができるという、そういう根拠をすつと広げる口実をつくるだけじゃないかと思ふのですけれども、いかがでしよう。

人との間において貸借契約を結ぶというふうなものとは私は性質が違つておると考えております。また公法上の収入とするかしないかというところは、結局国税滞納処分等の例によるか、あるいは一般の民事手続によるかという問題が分かれ目になるわけではございまして、それをどうするかという問題は、やはり収入を確保していくという見地もあわせて考えていかなければならぬのではないかと、かように考えるのでございまして。これらの点を総合的に勘案いたしますと、やはり公営住宅の家賃は、公法上の収入として強制徴収の対象にするのが適当ではなからうかというふうな、ただいまのところは考えております。

○松井(誠)委員 収入を確保しなければならぬと言いますけれども、収入を確保しなくてもよいという公営企業はないじゃないですか。公営企業はみな収入を確保しなければならぬという意味では、何も公営住宅が特別の地位を占めるといふ、あるいは私は考えられないと思ふ。収入を確保しなければならぬという意味ならば、たとえば私人が貸し家を建てる。それも個人としてはまさに収入を確保しなければならぬ。そういう意味では何も貸し主が公営住宅であろうとなかろうと同じことなんです。そういうことでは公法上の関係だという理論はどうしても出てこないんじゃないか。言ってみれば、あなたがいま言われたように、問題は強制徴収するか、裁判所に訴えて強制執行をするかというそれだけの違いですけれども、しかし借り手の人にとつてみれば、それは相当大きな違いになるわけではございまして、裁判所に訴えて

出たのでは困るという、それでは地方団体の財政が危殆におちいる、それほどの大きな問題ではないわけではございませぬ。かような問題では、家賃だけ強制徴収されるのですか。

○松島説明員 私がいま申し上げましたのは、収入確保だけの見地から強制徴収の対象にするということをお申し上げたのではなくて、先ほど来申し上げましたほかに、かような要件も加わつておるといふふうな申し上げたつもりでございまして。本質的にはやはり公共団体あるいは国なりが相当額の一般の金をつぎ込んで、安い家賃で貸すという特別な地位において利用関係が定まつてくるものでありますので、やはりこれについては強制徴収の対象にするのが、私は公平の原則からいっても適当ではなからうか、かように考えております。

○松井(誠)委員 いま言われた理由は、公営住宅に独特の理由、つまり公営企業の中で公営住宅だけが持つておる理由というふうな解釈していいのですか。そのような理由は公営企業全般に推し進められるという、そういう理由になりはしませんか。

か、かように存じておるわけではございませぬ。ただしその場合には、法律でいやくもきめる以上は、できるだけ範囲を限定していきたいという気持は先ほど申し上げたとおりでございませぬ。

○松井(誠)委員 御指摘のとおり、そういう問題もあろうかと思ひますが、問題はやはり程度の問題であらうと思ひます。今日において一般に使用料全体を強制徴収の対象とするということ自体にいろいろ問題がありますので、それらいろいろ問題の議論はなつてきておるのではないかと。そこで程度の問題でございませぬので、解釈上いろいろ考え方が分かれてくるという点も考えあわせて、法律上明確に規定すべきものはしていったほうがいいのではないかと、かように存じておるわけではございませぬ。

申しますならば知事、市で申しますならば市長というのが最終的に予定価格なり制限価格なりをきめる、こういふことになっておると考えております。

○阪上委員 ですから、政令できめるのですが、その内容は何かないというところでは意味がない。一番ポイントになるのはそこなんです。私は長い間市長をやっておったから、そんなことはよく知っておる。一番問題はそこなんです。市長だけが知るといっても、市長がかつてに頭で計算して、かつてに最高価格と最低価格をきめるわけにいかない。ただし、事務当局がそれを持ってきた場合に、事務当局内において、

そういう談合の材料になるようなものが漏れていくことを阻止する意味において、そこで市長なら市長がチェックしていく。だから、事務当局が出してきたものを、さらに最低価格と最高価格をつけて、だれも知らないところの制限価格をきめる。そうすると知っているのは市長だけだ。それがもし漏れたら、市長が談合に加入した、そういうことになる。これはおかしい。そういうことを政令として考えておるかどうかということなんです。それ

でなければ意味がないのです。事務当局がある工事請負に対して、最高三百万最低二百五十万としたときに、そういう一つの基準を持ってきたときに、そこで市長が三百万を二百九十五万なら二百九十五万で抑えてしまふ。最低もそういふふうにある程度かげんをする。そういうようなやり方を頭に置いた政令、そういうことになるのですか。それであれば、最高と最低をきめたって役に立たない。

○佐久間政府委員 この政令で予定をいたしておりますのは、その価格によつては当該契約の内容に適合した履行がなされないことになるおそれがある、そういうような場合には最低制限価格制をとることができ、そういうことを規定するつもりでおります。ただいま先生の御指摘になりましたようなのは、これはまたその団体の運用の問題にならうかと考えます。

○松井(議)委員 たゞは指名競争入札の場合に、だれを指名するかということがしつちゅうの問題になることは御承知だと思いますけれども、そういうときに不公正な指名の仕方をしないようにという、そういう配慮でも現実

にこの場合されるのかどうか。たゞはばいなかに行きますと、甲の村なら甲の村の工事でいきますものは、甲に住所を持つている業者がやるんだというように初めからきまつておる。したがって、ほかの業者はみんな遠慮をして、事実上その町の工事はそこに住んでおる業者がやるということになってしまふ。だから形式的には競争入札だけれども、実際はいつてみれば隨意契約みたいな形に事実上なつてしまつておる。そういうようなことで、入札という制度がありながら、実は入札の役目を果たしてないということがあるわけなんです。そういうものを、ほんとうに国民の税金を大事にするという立場から、安くてしかも確実な工事をさせる、そういう配慮でこの政令をつくるというふうな御意図ではないのですか。

○佐久間政府委員 第六項でこの競争入札に加わろうとする者に必要な資格は政令で定めるといふことがございまして、この政令におきまして考えておりますのは禁治産者、準禁治産者とい

うようなものでございまして、あるいは契約の履行に關しまして過去において不正な行為があつたものでございまして、あるいはその契約の種類によりまして、これまでの実績あるいは資本の額、経営の状況等について、長が定めることができるというふうな事項を現在のところ予想をいたしておるわけでございます。

○二宮委員 関連して。指名競争入札の場合の指名の該当事者というものが、この前の議会で実は問題になりました。地方の議会の議員が、その議会の所属してある委員会並びに議会の予算に關係のある事業を請け負つてはならない、こういう項目は九十二条の二に從來あつたわけでありませぬ。ところが實際問題としては、これをそのとき私も指摘をいたしましたけれども、その議員というものが名目を変更するんで、親戚の者が社長にしたりあるいは知人を社長にしたりして、実権は握つておるけれども、表面隠れみのを着て、その議員というものは表面から姿を消しておる、こういうことになつておるわけなんです。そこでいまの行政局長のような答弁でいきますと、いまのようなそういう抽象的な指名競争入札の資格者というものは、實際の問題になりますとまことにしり抜けになつていこうというふうな予想を私はいたします。したがつて前の議会で、もしその違反をした者に対してはどうするかというところが付加されたのですけれども、その場合には、その所屬している議会の三分の二の賛成があつた場合には、その議員は議員をやめて、事業をやる方向に、事業者として仕事をす

る方向に専念をする、そういうような項目が挿入をされたというように私は記憶しているのですけれども、どうですか。實際議員が、九十二条の實力者並びにこれに準すべき者というふうな、まあ表現は少しは違つておるかもしれませんが、実際は銀行からお金を出し入れするところの印鑑は自分が持つておる。そうしておいて表面の社長はほかの者に譲つておる。そういうことをさしてはならないというので、その議会で三分の二の決議がございまして、その議員は議員をやめなければならぬという罰則が設けられたんです。そういうふうな罰則が設けられて約一年たつておるのですが、その間にその法律が實際に適用をされて、適正な指名者がほんとうに公明な競争入札をやつておるかどうかといふことが、實際においては何ら変わりはない。そこでいま行政局長のような答弁を聞いておられますと、今回改正をいたしましたも、實際問題としては契約を締結するといふ場合に、従来一般地域住民が心配をしておるような不公正な、非常に不明朗なこういうやり方というものは、私は払拭できないんじゃないか、こういうふうにご考慮をいたしております。

○佐久間政府委員 昨年改正をしてい

ただきましてからまだ日が浅いものでございまして、はつきりした実情はつかんでおりませんが、私どもの方には問題がございまして、照会がありました例は若干ございまして、この規定もあつておる程度活用されておるんじゃないかと考えております。

○二宮委員 どういう照会ですか、具体的にはどう、これは非常に重要な問題ですから、どういふ具体的な照会があつて、どのようなそれに対する指導をしたのか、もう少し明確にひとつ御答弁をいただきたい。

○佐久間政府委員 数件照会がありましたが、ただいま手元に内容についての資料を持ち合せておりませんが、調べまして資料を出したいと思つておる。

○二宮委員 地方自治体の議員に、先ほど松井委員が質問いたしましたように、非常に土建業者がたくさん出てくるというところは、やはり一つの肩書きを利用してその地域における入札の

よりな情勢把握をしておりますか。實際状況を知らないからとやかくいふことを言われても、これは法律をつくつて、いやしくも政令をもつて地方の自治体を示そうという場合に、實際を知らないで法律をつくつたりあるいは政令を規定したりするということ、私は間違つておると思つても、私は間違つておると思つても、その上

で、そういうものをつくらなければ、法律というものはしり抜けの法律になつて何ら意味がないと思つて。昨年の改正後にはたしてその効果が出ておるかどうか、その点をひとつ、まずお聞きしておきたい。

○佐久間政府委員 昨年改正をしてい

る方向に専念をする、そういうような項目が挿入をされたというように私は記憶しているのですけれども、どうですか。實際議員が、九十二条の實力者並びにこれに準すべき者というふうな、まあ表現は少しは違つておるかもしれませんが、実際は銀行からお金を出し入れするところの印鑑は自分が持つておる。そうしておいて表面の社長はほかの者に譲つておる。そういうことをさしてはならないというので、その議会で三分の二の決議がございまして、その議員は議員をやめなければならぬという罰則が設けられたんです。そういうふうな罰則が設けられて約一年たつておるのですが、その間にその法律が實際に適用をされて、適正な指名者がほんとうに公明な競争入札をやつておるかどうかといふことが、實際においては何ら変わりはない。そこでいま行政局長のような答弁を聞いておられますと、今回改正をいたしましたも、實際問題としては契約を締結するといふ場合に、従来一般地域住民が心配をしておるような不公正な、非常に不明朗なこういうやり方というものは、私は払拭できないんじゃないか、こういうふうにご考慮をいたしております。

○佐久間政府委員 昨年改正をしてい

ただきましてからまだ日が浅いものでございまして、はつきりした実情はつかんでおりませんが、私どもの方には問題がございまして、照会がありました例は若干ございまして、この規定もあつておる程度活用されておるんじゃないかと考えております。

○二宮委員 どういう照会ですか、具体的にはどう、これは非常に重要な問題ですから、どういふ具体的な照会があつて、どのようなそれに対する指導をしたのか、もう少し明確にひとつ御答弁をいただきたい。

○佐久間政府委員 数件照会がありましたが、ただいま手元に内容についての資料を持ち合せておりませんが、調べまして資料を出したいと思つておる。

○二宮委員 地方自治体の議員に、先ほど松井委員が質問いたしましたように、非常に土建業者がたくさん出てくるというところは、やはり一つの肩書きを利用してその地域における入札の

よりな情勢把握をしておりますか。實際状況を知らないからとやかくいふことを言われても、これは法律をつくつて、いやしくも政令をもつて地方の自治体を示そうという場合に、實際を知らないで法律をつくつたりあるいは政令を規定したりするということ、私は間違つておると思つても、私は間違つておると思つても、その上

で、そういうものをつくらなければ、法律というものはしり抜けの法律になつて何ら意味がないと思つて。昨年の改正後にはたしてその効果が出ておるかどうか、その点をひとつ、まずお聞きしておきたい。

○佐久間政府委員 昨年改正をしてい

る方向に専念をする、そういうような項目が挿入をされたというように私は記憶しているのですけれども、どうですか。實際議員が、九十二条の實力者並びにこれに準すべき者というふうな、まあ表現は少しは違つておるかもしれませんが、実際は銀行からお金を出し入れするところの印鑑は自分が持つておる。そうしておいて表面の社長はほかの者に譲つておる。そういうことをさしてはならないというので、その議会で三分の二の決議がございまして、その議員は議員をやめなければならぬという罰則が設けられたんです。そういうふうな罰則が設けられて約一年たつておるのですが、その間にその法律が實際に適用をされて、適正な指名者がほんとうに公明な競争入札をやつておるかどうかといふことが、實際においては何ら変わりはない。そこでいま行政局長のような答弁を聞いておられますと、今回改正をいたしましたも、實際問題としては契約を締結するといふ場合に、従来一般地域住民が心配をしておるような不公正な、非常に不明朗なこういうやり方というものは、私は払拭できないんじゃないか、こういうふうにご考慮をいたしております。

○佐久間政府委員 昨年改正をしてい

ただきましてからまだ日が浅いものでございまして、はつきりした実情はつかんでおりませんが、私どもの方には問題がございまして、照会がありました例は若干ございまして、この規定もあつておる程度活用されておるんじゃないかと考えております。

○二宮委員 どういう照会ですか、具体的にはどう、これは非常に重要な問題ですから、どういふ具体的な照会があつて、どのようなそれに対する指導をしたのか、もう少し明確にひとつ御答弁をいただきたい。

○佐久間政府委員 数件照会がありましたが、ただいま手元に内容についての資料を持ち合せておりませんが、調べまして資料を出したいと思つておる。

○二宮委員 地方自治体の議員に、先ほど松井委員が質問いたしましたように、非常に土建業者がたくさん出てくるというところは、やはり一つの肩書きを利用してその地域における入札の

よりな情勢把握をしておりますか。實際状況を知らないからとやかくいふことを言われても、これは法律をつくつて、いやしくも政令をもつて地方の自治体を示そうという場合に、實際を知らないで法律をつくつたりあるいは政令を規定したりするということ、私は間違つておると思つても、私は間違つておると思つても、その上

で、そういうものをつくらなければ、法律というものはしり抜けの法律になつて何ら意味がないと思つて。昨年の改正後にはたしてその効果が出ておるかどうか、その点をひとつ、まずお聞きしておきたい。

○佐久間政府委員 昨年改正をしてい

る方向に専念をする、そういうような項目が挿入をされたというように私は記憶しているのですけれども、どうですか。實際議員が、九十二条の實力者並びにこれに準すべき者というふうな、まあ表現は少しは違つておるかもしれませんが、実際は銀行からお金を出し入れするところの印鑑は自分が持つておる。そうしておいて表面の社長はほかの者に譲つておる。そういうことをさしてはならないというので、その議会で三分の二の決議がございまして、その議員は議員をやめなければならぬという罰則が設けられたんです。そういうふうな罰則が設けられて約一年たつておるのですが、その間にその法律が實際に適用をされて、適正な指名者がほんとうに公明な競争入札をやつておるかどうかといふことが、實際においては何ら変わりはない。そこでいま行政局長のような答弁を聞いておられますと、今回改正をいたしましたも、實際問題としては契約を締結するといふ場合に、従来一般地域住民が心配をしておるような不公正な、非常に不明朗なこういうやり方というものは、私は払拭できないんじゃないか、こういうふうにご考慮をいたしております。

○佐久間政府委員 昨年改正をしてい

ただきましてからまだ日が浅いものでございまして、はつきりした実情はつかんでおりませんが、私どもの方には問題がございまして、照会がありました例は若干ございまして、この規定もあつておる程度活用されておるんじゃないかと考えております。

○二宮委員 どういう照会ですか、具体的にはどう、これは非常に重要な問題ですから、どういふ具体的な照会があつて、どのようなそれに対する指導をしたのか、もう少し明確にひとつ御答弁をいただきたい。

○佐久間政府委員 数件照会がありましたが、ただいま手元に内容についての資料を持ち合せておりませんが、調べまして資料を出したいと思つておる。

○二宮委員 地方自治体の議員に、先ほど松井委員が質問いたしましたように、非常に土建業者がたくさん出てくるというところは、やはり一つの肩書きを利用してその地域における入札の

よりな情勢把握をしておりますか。實際状況を知らないからとやかくいふことを言われても、これは法律をつくつて、いやしくも政令をもつて地方の自治体を示そうという場合に、實際を知らないで法律をつくつたりあるいは政令を規定したりするということ、私は間違つておると思つても、私は間違つておると思つても、その上

で、そういうものをつくらなければ、法律というものはしり抜けの法律になつて何ら意味がないと思つて。昨年の改正後にはたしてその効果が出ておるかどうか、その点をひとつ、まずお聞きしておきたい。

○佐久間政府委員 昨年改正をしてい

中に非常に有利な立場を確保しよう、
こういふような意図があることははつきりしておるのです。これはだれが考へても、どのようによい抜けをししてもわかるのです。そういたしますと、それに對抗して——それに対抗というとおかしいが、呼応いたしました、地方自治団体ではあるいは予定価格というものを三枚だけつくっておいて、その三枚はだれが持つておるか、どのようにしてその三枚を選ぶかわからない。ただ一枚のものを持つておきますと、何千何百何十何万円まではつきりわかるように、業者は筒抜けになるような例といふものがすいぶんたくさんあるのです。これは馬乗りといふのですけれども、全く馬に乗つたようになつておる。そういう事態が地方の請負の火災の中にはたくさんあると思つておるが、三枚あつてその三枚のうちどれをとつたかわからぬ、その日の抽選になつてどれをとるかかわらぬ、その場合とこれはなかなかそれは合致しない場合がある。これは三分の一ある。ところが突発問題としてはそれが一枚になると、その一枚が筒抜けになつてしまつて、全く四人も五人もの同じ業者がその予定価格を知つておつて、その直近上位に入札した者が直ちにそれを落札するといふ事態が、地方自治体ではすいぶんたくさんあるのです。したがつて、このようないま申されておるような改正では、契約の締結といふものが非常に明朗になつて、ほんとうに皆さんがお納めになつた税金が有為に使われるという方向に、私はなかなか改正ができません。いやな思ふのです。その点昨年

から改正をされて、これだいたいへんよかつたと思ふかもしれませぬけれども、三分の二という勢力を持つておる者が、もし自分の同輩の中に請負業者があつたといふ場合には、なかなか三分の二でもつてこれは除名をしたりあるいはやめさせたりするような処分をしない。そうしますと、そういうものに属しておる者が非常に有利な立場に立つて落札をしていくといふような事態が起つてくるわけなんです。したがつて、そういう点を私はしるうとてすからわからぬといふようなことではなくて、自治体を指導する以上、もう少し実態を十分把握した上で、その上に立つて、そういうような法令並びに政令といふものを規定をしてもらわなければいけません。これはあとから資料が出るとおつて、資料が出た後にもう少し御質問申し上げたいと思つておきます。

松井(誠)委員 指名競争入札についても、一、二点お伺いしたいと思つておる。これは全国的な例なのかどうかよく知りませぬけれども、たとえば土建業者が何か協会をつくつておつて、そこに入つておる人でないといふ指名の対象にならないといふような、これは条例か何かでそういうふうになつておるのか。あるいは事実上の取り扱いとして、そういうことになつておるのか知りませぬけれども、そういうふうなところがある。自治省でそういう実態は御存じですか。

佐久間政府委員 お話しの方は、私も承知しております。松井(誠)委員 聞いてみますと、これは何も新潟県だけではなさそう

です。いまのような状況になりますと、たとえば新しい業者が生まれる、その業者が協会へ入つてないといふことのために指名の対象にならない。協会が新しい業者を自分らの仲間に入れるかどうかといふことを、ほんとうに公正な立場から考えてくれればいいのですけれども、そうじゃなくて、やはり自分の利害といふことにかままるものではない。そういうことのために、事実上新しい業者が圧迫を受けるという具体的な例があるわけなんです。それから、いま指名競争入札の場合といふ場合を予想するといふことについて、政令の内容をお聞きをいたしましたけれども、非常に抽象的でわからないのです。たとえば特別の工事であつて、だれでもかかれでもやれるといふものでない、そういう場合には指名競争入札をするのだといふようなお話しをいたしましたけれども、いなかになんかに行きますと、水道工事なら水道工事、これはその地方初めての工事だから、地元業者としては何も経験がない、そういうときこれでは地元の業者ではできないだろからといふことで、どこか東京あたりから業者を引つぱつてくる。そういうところから身元の調査も何もしないので、途中で投げ出したつたりといふようなことになると、特別な工事だからいままでの実績を尊重してやるといふことになりまして、これから伸びていくといふ新しい業者はなかなか日目の目を見ない、そういうことにもなりかねないと思つておる。ですから、そういうことをこまかく書くわけにいかないで、いまいったような旧来の業界のボスがかつていふか、あるいは新しく進出するといふ人を事実上阻むといふような形になることを阻止するような配慮といふものはないのですか。

佐久間政府委員 政令の規定の上で御指摘のような配慮をするといふことは、なかなかむずかしいと思つておる。ただ、運用にあたりましては、なお御指摘のような実情もよく調査をいたしまして検討してまいりたいと思つておる。松井(誠)委員 くだいようですけれども、さっきの政令の内容として読まれた特別な工事ですか、そういうとき指名競争入札をする一つの理由としてあげられたと思つておる。それは具体的にどういふ工事のことか、それを具体的にどういふ工事のことか、それを具体的にどういふ場合が非常に多くなつてくるかといふことになるとまた問題だと思つておる。佐久間政府委員 その工事があつた特許を持つておるような会社しかできないといふものを考えておるわけでございます。できるだけ厳格に考えてまいりたいと思つておる。

松井(誠)委員 いまの契約の締結の点について、くだいようですが念を押しておきたいのですけれども、この改正は、お聞きをしますと現実に行なわれておつたことを成文化するといふだけで、特にこれといふ指導的な考え方がほとんどないのじゃないかと思つておる。しかし実際上自治体の支出の中で、契約に基づく金の占める割合といふものは非常に多い。そういうことを考えますと、契約の締結といふものは、国民の税金をどうして丁重に取り扱つか、そういう配慮の上で立ててこれからの具体的な政令のきめ方なり、これからの運用の指

導なりについて特段の御留意を要望いたしておきたいと思つておる。そこで、このような談合の防止なり、あるいは特に請負契約の中に含まれるいろいろな不正や腐敗といふものを事後においても防止をする一つの方法として、住民の監査請求なり、いわゆる納税者訴訟の制度があるわけですが、そのほかに監査委員にも重要な問題があります。監査委員の問題はきょうは別にしまして、この住民の監査請求といふことについてお伺いをいたしたいと思います。

先ほどのように談合といふものを有効に阻止する方法はないといふことになりまして、せめて事後においてもそのような住民による監査といふものができれば有効に行なわれるといふ配慮も必要ではないかと思つておる。が、今度の住民の監査請求は現行法とだいぶ変わつて詳しく書いてあるようですけれども、この改正のねらいといふことは、そういうものを最初にお伺いをいたしたい。

佐久間政府委員 従来住民の監査請求あるいは納税者訴訟に関する規定は条文も簡単でございましたし、解釈上疑問の生ずる点も少なくなつたわけでございます。そういう関係で住民の正当な権利の行使といふことができない状況もございましたので、今回規定全体の整備をはかることにいたしましたわけでございます。

松井(誠)委員 そうしますと、規定の整備をされたねらいが、いままでの規定では簡単に疑問の点が多いので、それをはつきりさせたといふ趣旨以外には出ないわけですか。

佐久間政府委員 そういふことによつて住民の正当な権利の行使をしや

すくする、そして地方の財務会計制度の運営を全体として適正に行なわれるようにしたいという考え方でござい

ます。

○松井(誠)委員 具体的に監査請求を求め内容でありますけれども、これは現行法と変わつたということになるのか、あるいは実質的には変化はないが、ただそれを明確にしたというだけにすぎないのか、どういうことになるのですか。

○佐久間政府委員 内容的に非常に明確にすると同時に、請求の対象となるものを拡充をいたしております。まず第一に対象となります行為でござい

ますが、これも、地方公共団体の機関または職員行為であれば、すべて行為者の点については制限をいたさないこととし、さらにその行為の内容といたしますと、従来不作為の行為については請求の対象としていなかったものでござい

ますが、その不作為のものも対象となる行為の中に加えることにいたしましたのでござい

ます。それからその行為に対する改善の内容でござい

ますが、単なる防止ではなくて、是正あるいは怠つておる事実を改めるといふようなこともできるように拡充をいたしたのでござい

ます。

○松井(誠)委員 そのうしますと、いままでよりも請求の内容というものは拡張をされた、あるいは不明瞭であったものをはつきりするという形かもしれませ

んけれども、とにかく拡張されたというように私は解釈していいと思うのですが、問題はこれの実際の運用がどうなるかということだと思つたのです。いままでの住民の監査請求というものがどの程度利用されておるかということ

について、いただいた資料の中にはなかつたかと思つたのですけれども……

○佐久間政府委員 お手元に配付いたしました資料の二十五ページにござい

ます。

○松井(誠)委員 このいただいた資料の中で、監査請求をして、その結果、賠償させたもの、免除したものの、資料はありますけれども、これは監査請求が認められたということ前提にしての数字だと思つて、監査請求はしたけれども、その請求が認められなかつたというよりな資料はこの中に含まれておりますか。それがどれだけあるかということですか。これで見ますと、賠償させたもの、免除したものの合計と監査請求の件数とが同じであればそれでいいわけですが、監査請求そのものが認められなかつたというよりな例はないということになりますか。

○佐久間政府委員 その先生のおっしゃいました資料は差し上げておりません。それで、市につきましてその点についての調査をいたしましたものがござい

ますが、監査請求の最近十年間におきまして、対象外として却下いたしましたものが八件、請求事実があると認め

たものが二十三件、請求事実を認めなかつたものが五十三件、請求者において出訴したものが四件という数字になっております。

○松井(誠)委員 そのうしますと、監査請求はしたけれども、この請求を基本的に認められなかつたというものは、何れが圧倒的に多いということになるわけですが、これは監査請求というものがい

わばその実態がないのにむやみにやるという結果であるのか、あるいは

監査請求をするということ自体が、元來住民の外からの資料に基づくものであるだけに、初めから立証が困難だとい

う性格を持つておるからであるのか、あるいは監査委員が、言つてみれば長の意向というものを体して、なるべく請求を認めないよう結論を持つていくという結果であるのか、その辺の御見解はいかがですか。

○佐久間政府委員 その辺につきましても、実態を深く検討もいたしておりませんが、ただいまおっしゃいましたような事情がいずれも若干つあつたのではないかと。ただ、今回の改正で取り上げましたのは、その中で、従來の規定が不明確でありましたり、あるいは請求の対象となる行為の内容が制限されておりました関係で、請求の対象として取り上げられなかつた部分もかなりあるのではなからうか、そういう点は今回の改正によって改めることにいたしました、かように考えておるわけでございます。

○松井(誠)委員 私は率直に言つて、その監査委員の独立性というものが確保されていないことに相当大きな原因があるのではないかと、つまり常識的にはおかしいということがある、監査の請求をするけれども、しかし監査委員がほんとうにそれを親身になって監査をするという形が、必ずしも全部とは限らないということが大きな原因の一つじゃないかと、私自身の経験から思ふ。ですから、監査委員の独立性についてはあとでまたお伺いをいたしますけれども、その監査委員の独立性ということについて、今回の改正で何か御配慮されておるかどう

か、その点だけを一点お伺いいたしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 監査委員につきましては、従來市町村におきましては任意設置になっておりましたので、監査を置かない市町村におきましては、市町村長がみずから監査委員の仕事を

行なうようになっておつたわけでございます。そのうしますと、御指摘のございましたように、せつかくの監査請求が出ましたら、長がこれを自己に不利なようには処理しないというきらいがあつたことは事実だろふと思ひますが、今回は市町村に至るまで監査委員を必置制にいたしましたので、その点におきましては、監査委員の独立性が相当強化された、したがつてまた監査請求の場合におきましても、従来よりも請求が正当に処理されるということが期待できると考えておるわけでございます。

○松井(誠)委員 それだけで独立性が確保できるかどうかは問題だと思ひますけれども、いまよりは一歩進めた形であることは、そのとおりだと思ひます。その点についてはあとでまたお伺いをいたしますので、いまのところ監査請求について少しこまかい点ですが、い

ますが、い

わば新しくきめられたことの怠る行為、つまり不作為といふことについて監査請求ができるわけであり

ますが、い

わば新しくきめられたことの怠る行為、つまり不作為といふことについて監査請求ができるわけであり

ますが、い

わば新しくきめられたことの怠る行為、つまり不作為といふことについて監査請求ができるわけであり

ますが、い

わば新しくきめられたことの怠る行為、つまり不作為といふことについて監査請求ができるわけであり

はなかつたかと考へるのですけれどもいかがですか。

○佐久間政府委員 予想いたしてお

りますのは税金の徴収を不当に怠つておつて、地方公共団体に損害を与えておるというケースが相当あるのじやな

らうか。そのような場合を一例として考へておるわけでございます。

○松井(誠)委員 ですから、どうい

う場合に、具体的に徴収すべきときからどれくらいの期間を怠つた場合には不作為といふことになるのかという、そういう数字的な基準です。そういう

ようなのは別にならぬのですか。

○佐久間政府委員 そのういう基準はござい

ません。

○松井(誠)委員 いまのように、税金の場合ですとあるいは常識的にわかるかもしれないけれども、そうでなく

ていろいろな申請をした。当然何かの行政行為をしなければならぬという

に怠つておるというよりな場合には、一体どこまで不作為かといふ問題が出てくる可能性があるのじやないかと思

ひます。そのう

いう点について

の配慮はないのですか。

○佐久間政府委員 この二百四十二条のところに書いてござい

ますように、すべての不作為を

対象にいたして

いうふうになる事実がつかみやすいものを掲げてございまして、御指摘のよりなむずかしさはなからうと考えておるわけでございまして。

○松井(誠)委員 監査請求の結果、住民訴訟というものが起こし得るわけでありませぬけれども、この住民訴訟についても、いただいた資料ではどれだけが請求を認められたかという資料がないように思うのですけれども、それについての資料をお持ち合わせでございませぬか。

○佐久間政府委員 訴訟になりまして、訴訟の結果どの程度認められたかの資料は、正確なものではございせんが、訴訟になりますものが従来は件数も非常に少のうございまして、したがって、その結果認められたものもたいへん少なかったと考えております。

○松井(誠)委員 それは具体的な数字は自治省ではお持ちでないかもしれませぬけれども、最高裁の資料をいただいておりますが、その中にもその点についてないわけではすから、どの範囲が請求が認められたのか、どれだけの割合が請求が棄却、却下されたのかという資料をいただきたいと思うのです。と申しますのは、住民の監査請求なり、納税者の訴訟なりというものは、使い方によれば政治的な効果をねらう意味で、法律的には不可能なものは困難なものをおこすという事実も確かにあると思ひますけれども、それとは別に、納税者訴訟は起こしやすけれども、立証は非常に困難である。立証が非常に困難であるという原因は何かということをお考えいただきたいと思ひまして、そういう資料をお願ひいたしますか。

たすわけでありませぬが、この納税者訴訟で一つお伺いをいたしたいのは、出訴の期間をいろいろと書いてございませぬが、全般的にどうも期間が短過ぎはしないかという懸念があるわけではすけれども、普通の行政事件の訴訟に認められて出訴期間の場合との比較はどうかということになりますか。

○佐久間政府委員 これは、この制度の趣旨から考えまして、そう無制限に請求を認めることも地方公共団体の行政運営の実情から考えまして適当ではないと考へまして、行為のあった日または終わった日から一年を経過したときは、正当の理由がない限りはこれをすることができないということにいたしましたわけでございます。

○松井(誠)委員 私の言ひことは、監査請求をした結果、その監査請求の結果論について不服がある場合に起こす訴訟の期間が、いろいろな場合がありませぬけれども三十日ということが原則のようですが、この三十日という期間では短目に過ぎはしないか。行政事件訴訟法の規定をちよつと忘れましたけれども、この行政処分に対して異議を起す訴訟期間と、それから行政事件を起すこととなるかということをお伺ひしておる。

○佐久間政府委員 この点につきましては、地方自治法で、行政上の行為につきまして訴訟を認めておりますものとの均衡を考へまして三十日ということにいたしましたわけでございます。

○松井(誠)委員 その地方自治法の出訴の期限、ほかの場合の出訴の期間は、たとへばどういふところにあるかと申しますか。

○佐久間政府委員 第二百五十八条に異議の申出あるいは審決の申請が三十日というふうにならしてございませぬその一つの例でございます。

○松井(誠)委員 監査請求というものが、監査委員のほうから、初めからその事実なしという認定の場合が多いというの、一つは、問題が経理に関するものな場合にはなかなか立証が困難で、しかも広い範囲に及ぶということになるので、その請求が認められないという場合がわりあい多いということもあり得ると思ひます。そういう意味で、普通の行政訴訟法の出訴期間とは違つて、そういう特殊な調査に日時がかかるという意味では、ほかの場合と違つた期間を設けるのが、さうでたらめな長い期間というわけにはもちろん参りませぬけれども、そういう特殊性を考慮して、自治法の中のほかの出訴期間と必ずしも符節を合わせる必要はなかつたのじやないかと思つてお伺ひをしたわけではす。

○山口(鶴)委員 ちよつとこの際お尋ねをいたしておきたいと思ひます。公金の取り扱ひの問題であります。ただいま松井委員が御指摘されました住民の監査請求等に関係があると思ひまして、関連をいたしてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 この点につきましては、要する徴収金のうち、責任の所在が明確で、公正の確保が期せられるものについては、私人に徴収を委託することがあるものとす。さういふこととあるわけでございます。したがって、二百四十三条の改正につきましてはその答申を受けておると思ひますが、従来の規定であります。

と、たとへば遊興飲食税のような場合に、その税金の徴収を業者に委任をするといふようなことがあつたわけでありませぬけれども、これは特別でございまして、私の団体もしくは個人に公金の徴収もしくは支出の権限を委任してはいけないということになつておつたと思ひます。具体的にいへば町内会あるいは部落会、さういふものを通じて戦争中税金の徴収をやつたといふようなことについては、これはいけないという規定、この条項ではなかつたかと思ひますが、今回の二百四十三条の改正によりまして、政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。さうなつておるのであります。問題は、この私人といふのは、従来の私の団体もしくは個人といふものと一体どう違ひかということとす。町内会、部落会といふようなものは、私人と、今度の場合には団体と書いてありませんから、これはいいといふつもりなのか。答申にありませぬように、さういふ団体をして公金の徴収等をさせるといふことを考へておるのかどうか。政令と関係があるかと思ひますが、この辺の考へ方は一体どうですか。

○佐久間政府委員 この点は、従来の解釈は同じでございます。

○山口(鶴)委員 さうしますと、私人といふのは、ことは違つたけれども、従来の法律の規定にありました私の団体もしくは個人と全く同じだ、さういふこととすね。

○佐久間政府委員 御説のとおりでございます。

と、たとへば遊興飲食税のような場合に、その税金の徴収を業者に委任をするといふようなことがあつたわけでありませぬけれども、これは特別でございまして、私の団体もしくは個人に公金の徴収もしくは支出の権限を委任してはいけないということになつておつたと思ひます。具体的にいへば町内会あるいは部落会、さういふものを通じて戦争中税金の徴収をやつたといふようなことについては、これはいけないという規定、この条項ではなかつたかと思ひますが、今回の二百四十三条の改正によりまして、政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。さうなつておるのであります。問題は、この私人といふのは、従来の私の団体もしくは個人といふものと一体どう違ひかということとす。町内会、部落会といふようなものは、私人と、今度の場合には団体と書いてありませんから、これはいいといふつもりなのか。答申にありませぬように、さういふ団体をして公金の徴収等をさせるといふことを考へておるのかどうか。政令と関係があるかと思ひますが、この辺の考へ方は一体どうですか。

○山口(鶴)委員 さうしますと、政令で特に町内会、部落会を通して公金の徴収をさせるというようなことは一切考へておらぬ、さういふように理解してよいわけではすね。

○佐久間政府委員 その点は、お説のとおりでございます。

○松井(誠)委員 時間がございますので、一点だけお伺ひをいたしておきたいと思ひます。賠償責任の問題についてはいろいろお伺ひしたいことがございませぬけれども、共同の不法行為、これは何人か一緒でやつた場合には連帯責任だといふことなつてはす、たとへば収入役三代なら三代にわたつて現金の亡失があつた、さうして、現在の結論として、何がしかの亡失という数字はさきちよつときまつておるけれども、さてそれがどの収入役のときにどのくらい亡失があつたといふことはなかなか証明ができません。現金がないことはわかつておるけれども、三代なら三代の収入役にわたつて、だれにその賠償を請求すべきかということがはつきりしない。そのような場合には一種の共同責任として三名並べてもよいものか、あるいは亡失の事実をはつきりわかつておるけれども、亡失が生じた時期がわからないうために請求のしようがないものか、法律的な問題でありますけれども、さういふことと申しておられるのかどうかお伺ひしたい。

○佐久間政府委員 ただいまの御質問にお答へする前に、先ほど先生から御要求のございました納税者訴訟が裁判所においてどの程度認められたかという資料をございませぬが、実は私どもの係のほうから最高裁のほうにも連絡を

いたしたのでございますが、その資料は最高裁のほうにもはつきりしたものが無いというところでございまして、私のほうから御要求のものを出しするわけにはまいりかねる事情でございまして、御了承いただきたいと思ひます。

それから、ただいま御質問の点でございしますが、今回このような規定を置きましたのは、このような規定を置きませんと、一般の原則で連帯責任ということになるわけでございまして、それではおあげになりましたような例などの場合にも不公平になりますので、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるといふことになるので、それぞれその代の責任が認められる因果關係の程度において賠償の責めに任じさせる、このような趣旨でございまして。

○松井(誠)委員 負担の区分ができない場合はどうするかということですが。

○佐久間政府委員 いまのようにいたしました検討をいたしましたも、負担の区分がどうしてもできないという場合には、これは原則に返つて連帯というように考えております。

○松井(誠)委員 連帯というのは、たとへば同時に二人が不法な行為ということになりますか、賠償責任を生ずるような行為に二人が同時に加担をしたような場合ならば、それはわかるのですけれども、いま言ったように、時期を異にして三代の収入役にわたつて、どこかで生じたけれども、どこで生じたかはつきりしないような場合にはどうなるかというのです。

○佐久間政府委員 御指摘のように、その点になりますとなかなか判定がむずかしいと思ひます。いろいろ法律問題があるようでございしますので、その点はなおよく研究してみたいと思ひます。

○二宮委員 先ほど資料を出すということでございますけれども、あらためて資料要求をいたします。

議員ないし委員が、法改正に基づいて、その法に触れるかどうかの照会が数件あつた。これは個人の名前を出すことは困難であらうと思ひますけれども、個人の名前が必要ではございませぬ。どういふ案件でどのような事態で、そういう照会があつたのかという内容を、これは木曜日までにはひとつ出していただきたいと思ひます。委員長を通して資料要求をいたします。

○佐久間政府委員 承知いたしました。

○永田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

〔参照〕

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

地方行政委員会議録第十一号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 三 現行民税 現行住民税
二 一 先般地方の先般の
三 四 三対すを 対する
三 三 一 九 農業か あるか
三 三 三 所得人 所得の人
六 一 二 三 研究自 研究所自
三 五 五 若干 若干
七 二 九 買いて 置いて
八 一 三 ございすま ございすま
二 一 一 四 職員 職員
二 一 三 三 は火器の 是消火器の
三 二 三 販買業者 販買業者
三 三 四 してして起 して起
三 三 九 早いつまた 早い、また
三 三 三 的互応援 相互応援
三 三 三 あるいはは あるいはは
三 三 三 定あるいは指 定あるいは指
三 三 三 定あるいは指 定あるいは指

地方行政委員会議録第十二号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 三 現行民税 現行住民税
二 一 先般地方の先般の
三 四 三対すを 対する
三 三 一 九 農業か あるか
三 三 三 所得人 所得の人
六 一 二 三 研究自 研究所自
三 五 五 若干 若干
七 二 九 買いて 置いて
八 一 三 ございすま ございすま
二 一 一 四 職員 職員
二 一 三 三 は火器の 是消火器の
三 二 三 販買業者 販買業者
三 三 四 してして起 して起
三 三 九 早いつまた 早い、また
三 三 三 的互応援 相互応援
三 三 三 あるいはは あるいはは
三 三 三 定あるいは指 定あるいは指
三 三 三 定あるいは指 定あるいは指

地方行政委員会議録第十三号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 三 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修

地方行政委員会議録第十四号中正誤
ペシ段 行 誤 正
一 四 見方が 見方で
二 四 三あるほど あるほど
三 五 一 四 おるわわで おるわわで
四 二 五 あるいは あるいは
五 一 八 ころう点 ころう点
六 二 五 あるいは あるいは
七 二 三 よりまし よりまし
八 二 三 六 くれるいう くれるいう
九 三 三 といこと といこと
一 〇 三 育てた 育てる
二 〇 四 しゃた しゃつた
三 〇 二 農業者 農業者
四 〇 二 補正の現実 補正の現実
五 〇 二 三 かえて かえて
六 〇 二 三 自動車道 自動車道
七 〇 二 三 三回にわた 三回にわた
八 〇 二 三 課税体系 課税体系
九 〇 二 三 引上げを 引上げを
一 〇 〇 二 三 おわせて おわせて
一 一 〇 二 三 どうかと どうかと
一 二 〇 二 三 補修 補修